

件名：面積調査用GISの運用支援業務

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

面積調査用GISの運用支援業務仕様書

1 業務の目的

面積調査では、全国の耕地と水稲作付面積を把握するため、地域を小区画に分割し、この集まりを母集団として対地標本実測調査を実施している。

この際、より少ない標本数で標本誤差を極力少なくした効率的な対地標本実測調査とするためには、母集団情報の適切な整備が不可欠であるが、この補正作業に膨大な労力を要していたことから、平成 20 年度に汎用的な地理情報システム（以下「GIS」という。）をベースにカスタマイズによる母集団整備作業への最適化を施した面積調査用 GIS（以下「AGIS」という。）を導入し、母集団整備作業の効率化を図ってきたところである。

また、平成 23 年度には、新たな標本調査手法の導入に向けて、操作体系の整備や機能改善・拡充等を行う改修を行っているところであり、改修後の AGIS については平成 24 年度に本格稼働することとしている。

一方、AGIS の運用面においては、予期せぬ障害等が発生した際や応用的な操作を実施する際において、マニュアルのみに頼った職員の知識・技術では、対処・操作が適切に実施できない場合があり、AGIS の効率的かつ安定的な運用には、職員の基本操作等に対する理解に加えて、AGIS のベースとなった汎用的な GIS ソフトウェアに関する高度な専門知識・技術、更には高度化・多様化し続ける GIS やシステム分野における専門知識・技術を有する者の支援が必要であることが明らかとなったところである。

このため、以下に掲げる運用支援業務の実施により、面積調査業務の円滑な実施に不可欠な AGIS の効率的かつ安定的な運用を図るものである。

2 業務の内容

本業務は、農林水産省において利用している AGIS の効率的かつ安定的な運用を確立するための運用支援であり、AGIS の運用支援として、保守（障害対応）に関する作業、各種問い合わせへの対応、GIS に関連する各種情報の提供及び他業者とのコミュニケーションを行うものである。

（1）運用支援業務の対象

ア 本業務の対象は、ソフトウェア「AGIS」である。なお、AGIS が稼働するパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）等のハード

ウェアは、本業務の対象外とする。

ただし、発生した障害がパソコン等の稼働環境に起因すると考えられる場合には、原因究明と障害への対処方法を明らかにし、障害の切り分けのほか復旧に必要な助言・提案を行うなど、安定的な運用に向けた支援を行うこと。

イ 発生した障害が他契約に基づき履行されるべきものについては、本業務の対象外とする。

ただし、受注者は他契約に基づき履行されるべきと判断する場合には、大臣官房統計部生産流通消費統計課（以下「担当部署」という。）と協議のうえ、必要に応じて原因究明等を行うことによりその判断根拠を明確にし、本業務と他契約に基づく業務の切り分けのほか、復旧等に必要な助言を行うなど、安定的な運用に向けた支援を行うこと。

（２）本業務の対象ソフトウェア

ア AGIS は、農林水産省大臣官房統計部及び農林水産統計業務を実施する国の地方出先機関（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局、地方農政局地域センター（支所を含む）、北海道農政事務所地域センター（支所を含む）及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センター。（以下「地方出先機関」という。））において使用している GIS ソフトウェア（ライセンス数：228）である。

イ AGIS は、汎用的な GIS ソフトウェアである PC-Mapping HT Ver.7（（株）マップコン）を面積調査の母集団整備作業が効率的に実施できるようにカスタマイズのうえ、平成 20 年度に導入したものであり、更に平成 23 年度に新たな標本調査手法に対応した操作体系の整備や機能改善・拡充等の改修を行ったものである。なお、改修完了は平成 24 年 3 月中旬を予定しており、改修後の AGIS については平成 24 年度第 1 四半期に本格稼働を行うこととしている。

ウ カスタマイズにおいては、PC-Mapping HT Ver.7 が有する機能は損なっておらず、ユーザインターフェイスの最適化、操作性の向上、面積調査用の機能追加・属性項目の設定等を施している。

エ 契約締結後に貸与する AGIS の設計書や手順書等の資料内容と現状の AGIS に相違があった場合には、原則として現状の AGIS に基づき対応することとする。

オ AGIS を使用するパソコンは、行政事務に利用している一般的なものであり、オペレーションシステム（OS）は Windows（XP、Vista、7）を搭載し、32 ビット版を基本としている。なお、AGIS は、32 ビット対応版、64 ビット対応版があり、本業務においては、これら全てを業務対象とする。

（3）本業務の作業内容

本業務の作業項目は以下のとおりとする。

作業実施に当たっては、面積調査及びその母集団整備を理解するとともに、作業内容、作業体制と役割分担（作業担当者の業務経験、保有資格の情報を含む。）及び連絡体制を含む作業計画書を契約後速やかに提出し、担当部署の承認を得ること。

なお、作業計画を変更する必要性が生じた場合には、変更内容と変更理由を整理し、修正された作業計画書とともに担当部署に提出し承認を得ること。また、円滑かつ適切な業務履行ができていないと担当部署が判断し作業計画の変更を指示した場合においても、同様に作業計画の変更を実施すること。

ア 保守（障害対応）に関する作業

（ア）障害に対応するための連絡窓口（各種問い合わせ対応と共通）を設置すること。連絡窓口の対応時間は、9時から18時（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）とすること。また、窓口の連絡受付手段として、電話、電子メール及びFAXを用意すること。

（イ）担当部署からの障害連絡を連絡窓口で受付けた場合には、速やかに障害対応作業の実施及びそれらが可能となる体制をとること。（対応時間外に電子メール又はFAXで受けた連絡については、翌日（翌日が行政機関の休日の場合には、その翌日とする。）に対応することとする。）

なお、担当部署が緊急を要すると判断した場合は、速やかに農林水産本省における打合せ協議の実施に応じること。

（ウ）障害対応作業の実施に当たっては、速やかに状況把握を実施し、事象・原因を明らかにするとともに、障害復旧手順等について担当

部署に連絡すること。

なお、対応に時間を要すると判断した場合には、ただちに担当部署にその理由を説明し、承認を得た上で対応を行うこと。

(エ) 障害解消や現行の調査業務の円滑な実施に AGIS のプログラム修正が必要となった場合には、担当部署と調整のうえ、プログラムの修正及び修正後の AGIS の安定的な稼働の確保を実施すること。

なお、本業務の対象となるプログラムの修正とは、次のとおりである。

- a 面積調査業務の円滑な実施に必要な軽微なプログラム修正。(主にカスタマイズに関連するプログラム部分)
- b AGIS のベースである PC-Mapping の開発元が提供する PC-Mapping の機能向上・バグ修正に係るプログラム修正のうち、担当部署が指示する調査業務における利用に必要なプログラム修正。

なお、AGIS に対する PC-Mapping のプログラム修正の適用は、修正内容を踏まえ、必要に応じて実施することがある。

本項の実施に当たって、受注者は、担当部署が保有する AGIS (228 ライセンス) を加入対象として、PC-Mapping 開発元((株) マプコン) が提供する保守サービス「BSS (PC-MAPPING Basic Support Service)」(1年間)に継続加入のうえ、ベースである PC-Mapping のバージョン更新を AGIS に対して適用する権利を確保することとする。

なお、プログラムを修正した場合には、修正前のプログラムに基づく資料(基本設計書・詳細設計書、AGIS プログラム保守用関連資料及び手順書(導入、操作、管理)。これら資料は契約締結後に貸与する。)をプログラムの変更内容に合わせて修正すること。

(オ) これら対応に基づく障害復旧・解消の円滑な実施を図るため、担当部署及び地方出先機関における障害復旧・解消作業を支援すること。

イ 各種問い合わせ(機能、操作等)対応

(ア) 担当部署からの AGIS の機能、操作等に関する各種問い合わせを連絡窓口で受付けた場合には、問い合わせ内容を把握し、原則とし

て翌日（翌日が行政機関の休日の場合には、その翌日とする。）中までに回答資料を作成し、担当部署に連絡すること。

ただし、回答資料の作成に時間を要する場合には、事前に担当部署に理由を説明のうえ承認を得ること。

なお、各種問い合わせの対象は、カスタマイズにより付加された機能等に加え、ベースである PC-Mapping の機能等を含んだ AGIS のシステム全体の機能、操作等とすること。

(イ) 回答資料は、操作手順、注意事項等について画面キャプチャによる画像を用いるなど解り易いものを作成すること。

なお、回答資料の様式は、担当部署が示す様式を基本に協議により定めること。

(ウ) 受付けた問い合わせやその回答資料は、AGIS の継続的な円滑な運用に資するように、体系的に整理分類すること。

ウ GIS に関連する各種情報の提供

AGIS の円滑かつ安定的な運用並びに一層の利用促進に必要な各種情報を提供すること。

(ア) PC-Mapping に関するアップデート情報や最新技術情報等を提供すること。

(イ) GIS 全般（関連技術を含む）や地理空間情報に関する最新技術情報や注目トピックス等の情報を提供すること。

エ 他業者とのコミュニケーション

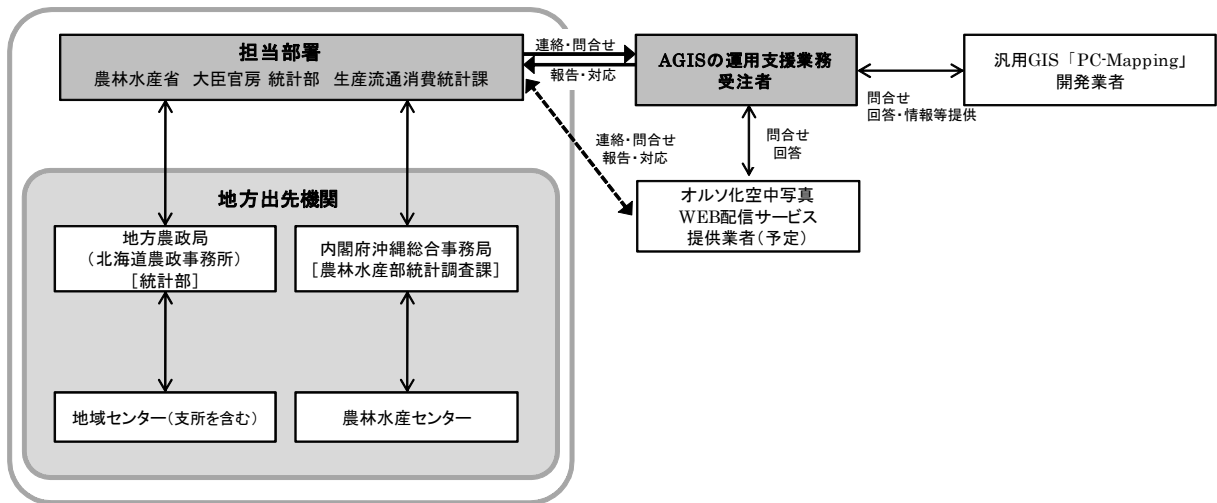
(ア) 受注者は、他業者（「(4) 運用支援体制及び環境等」のアで示す業者）と協力し、円滑な業務遂行に努めること。

(イ) 本業務の実施に当たっては、運用支援業務の継続的かつ効率的な実施を見据えた資料等の作成・整理を行い、次年度以降において、運用支援業務が他業者となっても円滑に実施できるよう資料整備等の対応を図ること。

(4) 運用支援体制及び環境等

ア AGIS の運用支援体制は、以下の概念図のとおりである。

なお、本業務の実施に当たって、受注者は担当部署との対応を原則とし、地方出先機関に赴いての対応は行わないものとする。



注：地方出先機関は平成 23 年 9 月 1 日現在の組織に基づくものである。

イ 本業務に必要な資材・環境は、受注者が確保、負担すること。ただし、受注者は本業務を履行する目的に限り、AGIS を 1 ライセンス利用することができることとする。

(5) 業務報告

ア 作業報告

(ア) 担当部署との定例会を月 1 回程度開催し、本業務の実施状況、課題事項等の報告を行うこと。なお、個別の課題等がある場合には、必要に応じて協議を適宜行うこと。

(イ) 毎月、作業実績一覧表を翌月 5 日（ただし、平成 25 年 3 月分については 3 月 29 日とする。）までに担当部署に提出すること。また、保守に関する作業を実施した場合および担当部署が指示した場合には作業実施後速やかに作業報告書を提出すること。

a 作業実績一覧表には、電話、電子メール、FAX 等の対応方法の別を問わず、対応した作業全てを記載すること。

b 作業報告書は、作業の概要及び課題・留意事項を記載すること。ただし、詳細説明が必要となる場合には、別紙に詳細を記載し、作業報告書と併せて提出すること。

なお、様式については、担当部署が示す様式を基本に協議により定めること。

イ 協議の議事録の報告

受注者は、協議の都度、速やかに議事録を担当部署に提出すること。

なお、議事録については、以下のとおりとすること。

(ア) 議事録は、協議の概要、承認・合意事項及び課題・留意事項を漏れなく的確に記載すること。

(イ) 受注者は事前に議事録の様式を示し、担当部署の承認を受けること。

3 貸与物件

貸与物件は、本業務の実施に当たって必要となる AGIS（プログラム）、面積調査の仕組みに関する資料、AGIS に関する資料（基本設計書・詳細設計書、プログラム保守用関連資料及び手順書）とする。なお、入札公告期間中においては、これら資料は、担当部署にて閲覧可能とするが、AGIS に関する資料は、AGIS の改修完了が平成 24 年 3 月中旬であることを踏まえ、改修前の AGIS の設計書と手順書を担当部署にて閲覧可能とする。

また、これら以外に業務上必要とすべき物件がある場合は、別途協議することとする。

なお、貸与については、受注者は以下の条件を遵守するものとする。

- (1) 物件の貸与に当たっては、担当部署が提示する様式に基づき、貸与申請を行うこと。
- (2) 貸与された物件は、適正かつ厳重な管理を行い、本業務の完了時まで返却すること。
- (3) 貸与を受ける情報・データ及びそれらを利用して加工・編集された情報並びに中間成果物（以下「貸与データ等」という。）を当該受注業務以外の目的で使用しないこと。
- (4) 貸与データ等の全部又は一部を第三者に譲渡・貸与・提供しないこと。
ただし、業務遂行上やむを得ず第三者に貸与データ等を貸与する必要がある場合には、第三者への再貸与申請を行い、担当部署の許可を得ること。なお、第三者における貸与データ等の取り扱いは受注者に準じることとするが、最終的なデータの管理責任は受注者が負うこと。
- (5) 貸与データ等の全部又は一部を担当部署の許可なくして複製しないこと。
- (6) 当該業務受注終了後は、受注者が複製した貸与データ等を確実に抹消すること。
- (7) 貸与データ等の管理・使用にあたっては担当部署の指示に従うこと。

4 契約期間

契約締結日から平成25年3月31日まで

5 成果物

以下の成果物について、電子ファイルは CD-ROM に収録し、紙媒体は製本またはパイプファイルに綴じて納入すること。

なお、成果物（2）～（5）については、プログラムの修正を実施した場合のみ成果物として納入すること。ただし、成果物（3）～（5）については、プログラムの修正に伴って内容の修正が必要な場合にのみ成果物として納入すること。

（1）PC-Mapping の保守サービス（BSS）加入証（228 ライセンス分）	1 式
（2）AGIS プログラム	電子ファイル 228 式 （228 ライセンス分）
（3）手順書（導入、操作、管理）	電子ファイル 4 式 紙媒体 各 4 部
（4）基本設計書及び詳細設計書	電子ファイル 4 式 紙媒体 4 部
（5）AGIS プログラム保守用関連資料	電子ファイル 4 式 紙媒体 4 部

6 納入場所

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

7 納入期限

- （1）5 成果物の（1）については、保守サービス（BSS）の契約更新手続きが完了後2週間以内に納入すること。
- （2）5 成果物の（2）～（5）については、プログラムの修正作業の完了後速やかに担当部署の指示に基づき納入すること。

8 応札者の条件

応札者は、次の条件を満たすこととし、事前に条件を満たすことを証明す

る書面を提出すること。また、提出に当たっては、以下に掲げる項目毎に加入書または実績を証明する資料の写しを添付すること。

- (1) 汎用的な GIS ソフトウェア「PC-Mapping HT Ver.7」を社内に保有し、そのソフトウェアが開発元（株）マプコンが提供する保守サービス「BSS（PC-MAPPING Basic Support Service）」に加入していること。
- (2) PC-Mapping をベースに開発されたシステムの保守等の運用支援に関する業務の受注実績を有すること。
- (3) 過去5年以内に PC-Mapping をベースとするシステムの開発（カスタマイズ）・納入実績を有すること。

9 瑕疵担保責任

本業務の成果物の瑕疵担保期間は、納入後1年間とする。

なお、納入後1年間は、担当部署が問い合わせ等を行うことに留意すること。

10 情報セキュリティに係る事項の遵守等

- (1) 本業務の遂行に当たっては、担当部署から「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」（平成18年4月28日農林水産省訓令第23号）等の説明を受け、定められている事項（別紙）について遵守すること。

なお、情報セキュリティに疑義が生じた場合については、直ちに担当部署に連絡するとともに、その指示に従うこと。

- (2) 受注により知り得た事実については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らさないこと。
- (3) 受注者は、情報セキュリティ担当者を設置し、データ及びドキュメント類の管理を行うこと。

また、不正アクセスやコンピュータウイルス等への対策を行うとともに、緊急時の対処方法についてもあらかじめ策定しておくこと。

なお、業務実施に当たっては、調査に係る情報等に接する機会が想定されることから、受注者は本業務に携わる者に対して情報管理や GIS データの著作権等に関する教育を実施し、情報セキュリティ保持に関する意識の徹底を図ること。

11 権利帰属

この契約により作成される資料及び成果物（以下「成果物等」という。）の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、担当部署に無償で譲渡すること。
 - (2) 担当部署は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、当該成果物等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
 - (3) 受注者は、担当部署の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使できないものとする。
 - (4) 第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）を使用して成果物等を作成する場合は、受注者が必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者はその手続きの内容について事前に担当部署の承認を得ることとし、担当部署は既存著作物についてその許諾要件の範囲内で使用するものとする。
- なお、本業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、その原因が専ら担当部署の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、担当部署は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (5) 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

12 協議

本仕様書の各項について遺漏なく確実に実施できることとし、疑義が生じた場合は速やかに担当部署と協議し、その指示に従うこと。